

# 一般社団法人 長崎県薬剤師会 代議員選出規則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 長崎県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第14条第1項に定める代議員の選出を公正かつ円滑に行うこととする。

### (選挙区)

第2条 代議員選挙は選挙区ごとに立候補により行う。

2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する地域・職域薬剤師会の区域等により次の表のとおりとする。

選挙区
長崎
佐世保
諫早
島原
大村東彼
県北
五島
壱岐・対馬
病薬
大学・行政

### (代議員の定数)

第3条 代議員の定数は、第7条第3項の規定による選挙人名簿に記載された正会員の数により、次の計算式によって選挙区ごとに算出する。この場合における端数の取扱いについては、理事会で定める。

$$1 + (\text{正会員} \div 50)$$

## 第2章 選挙管理委員会

### (選挙管理委員会の設置及び構成)

第4条 選挙の事務及び管理を遂行するため、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員は、正会員より5名、監事より1名の6名とし、補佐として事務局から1名をもって組織する。
- 3 選挙管理委員会の委員は、会長が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 選挙管理委員会の委員の任期は委嘱を受けた日から概ね2年とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

6 選挙管理委員会の委員は定款第12条に定める代議員及び定款第31条に定める役員を兼ねることはできない。また、委員が役員候補者及び代議員の立候補者になる場合には、委員を辞職しなければならない。

7 選挙管理委員会は、一般社団法人 長崎県薬剤師会 役員選出規則第3条に規定する事務管理を併せて行う。

(選挙管理委員会の職務)

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 選挙人名簿の管理
- (3) 立候補の受付及び資格審査
- (4) 立候補者の公示
- (5) 投票及び開票の管理及び事務
- (6) 投票の有効又は無効の判定
- (7) 選挙結果の告示及び選挙録の作成
- (8) その他選挙に必要な事項

### 第3章 選挙の告示及び選挙人名簿

(選挙の告示)

第6条 選挙管理委員会は、代議員選挙を行うときは、立候補届の受付期間、選挙期日（第11条第2項に規定する投票期間の最終日をいう。以下同じ。）その他選挙に必要な事項を告示する。

2 前項の告示は、選挙期日の30日前までに発行する本会会報又はホームページにより、これを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって別段の方法によることができる。

(選挙人及び選挙人名簿)

第7条 代議員選挙の選挙人は、選挙が実施される年の4月1日付までの入会届出者であって、理事会で入会の承認を受けた正会員とする。

2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとする。

3 選挙管理委員会は、第1項に基づく選挙人名簿を本会に備えおき、正会員の閲覧に供するものとする。

### 第4章 立候補の届出

(被選挙人の資格及び立候補の届出)

第8条 代議員選挙の被選挙人は、前条第1項に規定する選挙人としての資格を有する者でなければならない。

2 立候補する者は、選挙管理委員会が定める受付期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

3 前項の届出の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に、本会の事務所において行う。

4 郵送による届出の場合、締切日時までに、本会の事務所に到着したものをもって有効とする。

(立候補の辞退)

第9条 立候補を届け出た者（以下「立候補者」という。）は、前条第2項の受付期間の最終日までに、所定の立候補辞退届出書1部を選挙管理委員会に提出することにより、立候補を辞退することができる。

(立候補者の公示)

第10条 選挙管理委員会は、立候補者が確定した場合、速やかに立候補者氏名を、会長及び各地域・職域薬剤師会会长に報告するとともに、本会会報又はホームページにより公示しなければならない。

## 第5章 選 挙

(選挙の方法)

第11条 代議員選挙は、無記名投票により行う。

- 2 投票期間は、概ね2週間とする。
- 3 第1項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。
- 4 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いた時から選挙期日までに行い、同日の消印は有効とする。

(投票の方法)

第12条 投票は、その属する選挙区の候補者の中から、所定の定数以内のものを郵便投票により行う。

- 2 選挙管理委員会は、郵便による投票用紙を選挙区ごとに整理し、保管する。
- 3 選挙管理委員会は、選挙期日をもって投票の受付を終了する。
- 4 封入された投票用紙は、次条の規定による開票が行われるまで開封してはならない。

(開票立会人及び開票)

第13条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において行う。

- 2 選挙管理委員会は、あらかじめ正会員の中から開票立会人を指名し、開票に立ち合わせることができる。ただし、立候補者は開票立会人になることはできない。
- 3 選挙管理委員会は、選挙区ごとの投票総数を確認し、有効投票を確定する。
- 4 無効票の判定は、選挙管理委員会が行う。

(無効投票)

第14条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの
  - (2) 開票時に封がされていないもの、又はすでに開封されたもの
  - (3) 選挙区ごとの定数を超えて記載してあるもの
- 2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会が開票立会人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。

(当選者の決定と報告)

第15条 当選者は、得票数の多い順に決定し、定数に達するまでの者とする。

- 2 当選者を定めるに当たり得票数が同じであるときは、継続会員年数の多いほうを当選者と決定し、それでも決しない場合はくじ引きにより決定する。

3 選挙区ごとの立候補者が第3条に定める定数を超えない場合は、投票を行わず、立候補者全員を当選者とする。

4 選挙管理委員会は、前3項の規定に基づき選挙区ごとの当選者を決定したときは、告示を行うとともに、選挙結果を立候補者に書面をもって通知する。

5 前項の告示は、本会のホームページ及び会報への掲載により行う。  
(選挙録の作成及び保存)

第16条 選挙管理委員会は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、会長へ提出する。会長は、これを5年間保存しなければならない。

(補欠の代議員の選挙)

第17条 定款第16条の規定による代議員の補欠選挙は、理事会の決議により行うものとする。

## 第6章 補 則

(規則の制定及び改廃)

第18条 この規則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行い、総会で報告するものとする。

### 附 則

この規則は、平成28年7月10日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の代議員選出規則第3条の規定による代議員の定数は、この規則の施行の日以後に行われる代議員選出選挙について適用する。